
2 社会の動向

2.1 国外の動向

(1) 循環経済への国際的転換

地球規模で資源や環境の制約が顕在化する中、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会構造から脱却し、資源循環を基盤とした持続可能な経済社会への転換、すなわち「循環経済への移行」に向けた取組が本格化し、世界的な潮流となっています。

欧州連合(以下「EU」という。)では、2020年3月に新たな循環経済行動計画(CEAP)を打ち出し、製品設計段階でのリサイクル性向上や再使用の促進など、サプライチェーン全体にわたる資源循環の高度化が進められています。

(2) 国際的な資源獲得競争

デジタル化やグリーン化の加速により、レアメタルやプラスチックなどの資源需要が急増する中、国際市場においては資源獲得競争が激化しています。

このことに伴い、各国では自国内での資源の回収・再利用の重要性が高まり、資源循環を通じた経済安全保障の確保が新たな政策課題として浮上しています。こうした流れは、国内資源の最大活用と安定的な供給体制の構築を求める動きにつながっています。

(3) 食品廃棄物等の循環利用

2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)の一つとして、『2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる』目標が掲げられました。

欧州やアメリカをはじめとする諸外国では、食品ロス削減に向けた法制度や数値目標の整備が進んでおり、食料資源の有効利用や地域単位での資源循環の確立に向けた取り組みが広がっています。

(4) 製品の有効利用や再生材の利用拡大

世界的な脱炭素化の潮流の中で、製品の設計段階から耐久性や再利用性を考慮し、使用済製品から得られる再生材の品質を確保・向上させることが求められています。

特に、家電、プラスチック製品、自動車部品などにおいては、再生材の活用を前提とした製品設計や調達基準の見直しが国際的に進められており、資源循環と気候変動対策を両立させる視点が重視されています。

(5)気候変動問題

気候変動による自然災害の激甚化や温室効果ガス排出の削減に対する国際的な合意が進む中、廃棄物分野においても脱炭素化の取組が求められており、焼却処理等に伴う温室効果ガスの排出を削減し、リデュースやリユース、再生材の利用を通じた排出抑制への転換が進められています。

2.2 国内の動向

(1)循環経済への移行

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題です。

こうした観点から、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

の5つの柱を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

(2)人口減少・高齢化社会の進行と地域社会の変容

人口減少・少子高齢化は、重要な社会課題の一つであり、日本は世界に類を見ない速さで人口減少と高齢化が進行し、地域経済の縮小や深刻な人材不足が生じた結果、廃棄物処理や資源循環の担い手が不足しています。

そうした背景から、資源循環分野の更なるDXの推進を通じた効率化、付加価値の高いビジネスモデルの構築やこれらを通じた雇用機会の創出が求められており、廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を有する人材、これらの知見に加え脱炭素に向けた取組等の知識を有する人材や、デジタル社会を担う人材の育成も重要となっています。

また、人口減少・少子高齢化が進行する状況を踏まえ、将来に渡り持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化等も推進していくためには、2050年頃までを見据えたごみ処理施設の更なる広域化・集約化の取組を重点的に進める必要があります。

(3)食品ロスの削減 ＊

令和元年5月に食品ロス削減推進法が成立(同年10月1日施行)し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められました。国においては、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(第一次基本方針)を策定し、家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに、2030年度までに2000年度比で半減させるという目標を設定しました。2022年度の食品ロス量は、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスともに着実に減少しており、事業系食品ロスについては、目標を8年間前倒しで達成したところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店の営業自粛や消費者の外出機会の減少の影響が残っている可能性もあることも指摘されています。

これらを踏まえ、令和7年3月に策定された第二次基本方針においては、2030年度までに2000年度比で家庭系食品ロスを半減(2030年度を待たずに早期達成)、事業系食品ロスを60%削減させるという数値目標が新たに示されました。

第二次基本方針では、国民一人ひとりの行動変容を促すための普及啓発や、フードバンク等の未利用食品等を提供するための活動支援、商慣習の見直し等の国の基本的施策が示されており、自治体においては、これらの施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進することが求められています。

(4)安定的・効率的な施設整備及び運営

平成9年に厚生省が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」により、小規模施設について、ダイオキシン類の対策可能な大規模施設に集約する方針が示されました。これを受けて、県では「千葉県ごみ処理広域化計画」(平成11年3月)を策定し、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化を進めてきました。

国のガイドラインの策定から約30年が経過した現在、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化が進んだ一方で、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化し、廃棄物処理に係る担い手不足、老朽化した廃棄物処理施設の増加、人口減少やごみ量の減少により、従来型の処理施設では過剰な処理能力や維持費の増大といった非効率化等が懸念される中、国は平成31年3月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(環循適発第1903293号)を発出しました。

今後は、社会情勢や地域の状況を踏まえつつ、地域循環共生圏の考えを含め、廃棄物量に合わせた効率的な処理に向け、廃棄物の広域的処理や処理施設の集約化を図る必要があります。また、新たな施設整備に当たっては、気候変動対策の観点から、再生可能エネルギーの活用やエネルギー回収型施設の導入など、脱炭素化に資する施設整備を推進するとともに、安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制を構築することが求められています。

また、国から令和6年3月に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(環循適発第24032923号)が発出され、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくために、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築が求められています。

(5) 災害廃棄物処理システムの強靱化

大規模な地震や気候変動の進行により頻発化・激甚化した気象災害が発生する中、災害時の廃棄物処理は、被災地の早期復旧・復興の鍵を握る重要な課題です。

国はこれまで、東日本大震災、関東・東北豪雨災害や熊本地震等の教訓や課題を踏まえ、「災害廃棄物対策指針」の策定・改訂を行い、仮置場の事前確保、関係業者との災害協定の整備、処理ルート多重化など、平時からの備えを重視することで、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを求めています。

また、災害の規模に応じて、国、地方公共団体、研究・専門機関及び民間処理業者等が連携して対応することが重要であり、国土強靱化の観点からも、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を回避するため、平時から広域連携体制の構築を進めるなど、災害廃棄物処理システムの強靱化が求められています。

(6) 廃棄物に関連する法制度の改正と新制度の動向

近年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4月施行)(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)や資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和7年11月施行)(以下「再資源化事業等高度化法」という。)が相次いで制定され、廃棄物の再資源化だけでなく、脱炭素化との両立が求められています。

とりわけプラスチックについては、排出抑制・分別・回収・再資源化に至るまで、製品ライフサイクル全体を通じた対応が求められており、事業者に対しても製品設計段階での配慮義務や分別回収体制の整備が課されています。

また、建築資材や太陽光パネル等の大型廃棄物の資源化に関する制度設計も進められており、自治体としては法制度の動向を的確に捉え、地域に適した制度運用や支援策の構築が求められます。

【コラム】循環経済（サーキュラーエコノミー）とは？

「作って、使って、捨てる」からの転換

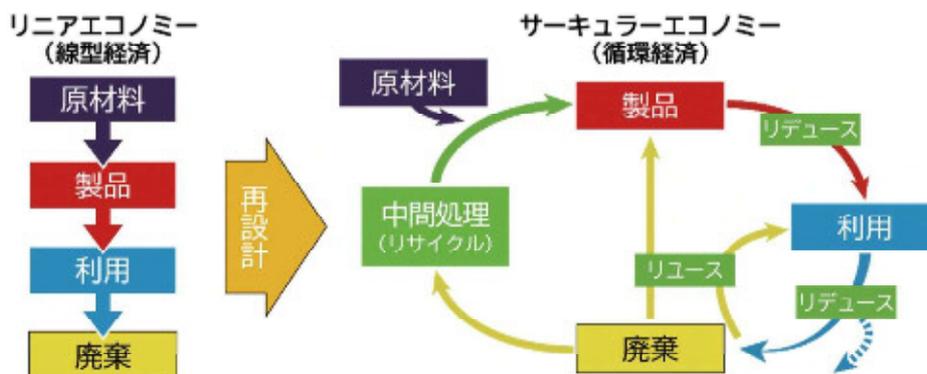
平成12年の循環型社会形成推進基本法成立以前の経済活動は、「原材料 → 製品 → 利用 → 廃棄」という直線的な流れである線型経済（リニアエコノミー）が主流であり、この仕組みでは資源や製品が大量に生産・消費・廃棄され、廃棄物が増え続けるという課題があったため、循環型社会形成推進基本法を契機に国全体で3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を進めてきました。

そのような中、近年、線型経済に代わる新しい社会経済システムである「循環経済（サーキュラーエコノミー）」という概念がEUで登場し、資源や製品の投入量や消費量を抑えつつ、資源等を可能な限り繰り返し利用するだけでなく、拡大生産者責任の考え方により、生産者側に再資源化等の費用負担や再資源化しやすい製品の開発を求めることで、付加価値を生み出し経済成長しながら持続可能な社会を目指すこととしています。

循環経済へ移行することで、従来の3Rの取組によるごみ削減などに留まらず、資源の安定確保や新しいビジネス・雇用の創出といった効果が期待されています。

図で見る循環経済

循環経済は、「原材料 → 製品 → 利用 → 廃棄 → 中間処理 → 製品」という流れを循環させ、資源をできるだけ長く経済活動の中に留め、廃棄物を最小限にする仕組みです。



循環経済につながる3Rの取組の実例

リデュース	マイボトルを携帯し、ペットボトルなどのプラスチックの排出を減らす。
	壊れた家電や自転車を修理して長く使う。
	過剰包装や使い捨てノベルティ、不要なレジ袋・印刷物の受取を断る。
リユース	使わなくなった家具や衣類をフリーマーケットやリサイクルショップに出す。
	園芸用のプラスチック鉢や苗トレイを店頭で回収→洗浄→再利用する。 フォーマル服はレンタル品を使う。
リサイクル	使用済みのペットボトルを原料にして、新しいペットボトルを作る。
	建物や製品を解体・再利用しやすく設計し、資材情報を管理し資材を再利用する。
	使用済み家電からレアメタル等を回収し、新製品の原料にする。

※リデュース…廃棄物の発生を抑制すること。 リユース…使用された製品等を繰り返し使うこと。
リサイクル…廃棄物等を原材料として再利用すること。

参考：https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/shigenjunkan/circular_economy/action/

